

# 公 示

令和5年度から令和9年度までの間において国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターで入札執行する造林木等販売契約の一般競争に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、次のとおり公示します。

なお、国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争等に参加する資格（以下、「国有林野参加資格」という。）を受けている者については、当機構においても資格を有すると認めるため、当機構への申請は必ずしも必要ありません。

令和4年10月7日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター所長 志知 雄一

## 1 参加者の資格

一般競争に参加する者に必要な資格は、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（13森林総研第86号）第7条又は第8条の規程に該当する者でないことのほか、次のとおりとする。

- (1) 木材の生産、販売又は加工（木材を生産手段として消費するものを含む。）に関する営業の経験が2年を超える者であること。ただし、国有林野参加資格、都道府県の登録条例に基づく木材業者の登録を受けている者及び都道府県、市町村その他の公共的団体による木材業者の証明書を有している者はこの限りではない。
- (2) 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者にあつては更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）となった後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申請中の者にあつては再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）となった後にそれぞれ、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、令和5年度から令和9年度までの一般競争参加資格の有資格者として確認を受けた後において更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者となった者は、再度、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者であつて、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争において競争参加資格が取り消される場合がある。

## 2 申請の時期

一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は、原則として令和4年12月1日から令和5年1月31日までに申請書類を提出すること。

なお、申請は上記期間経過後も随時に受け付けるが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する買受け物件の入札に間に合わないことがある。

## 3 申請の方法

### (1) 申請書類の入手方法

申請書類は指定の様式とし、森林整備センターのウェブサイト（※）にアクセスして取得するものとする。なお、整備局又は水源林整備事務所においても交付する。

（※）<https://www.green.go.jp/keiyaku/shinsei/index.html>

### (2) 申請書の提出方法

整備局又は水源林整備事務所のいずれか1か所に提出すること。

#### 4 審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

#### 5 その他

(1) 国有林野参加資格の登録を受けている者については、2及び3による申請を経ることなく当機構における資格を有する者として認める。

(2) 国有林野参加資格の登録を受けている者が、同資格をもって入札に参加する場合は、同資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

また、造林木等販売における一般競争入札の入札公告がなされた旨の通知を希望する場合は、あらかじめ、配信を希望する都道府県名及びメールアドレスまたはファックス番号を下記の問い合わせ先に連絡（別添、「配信申込書」参照）すること。

#### 記

(本件に関する問い合わせ先)

森林整備センター 森林管理部財務課 契約審査係

E-mail アドレス：keiyaku@green.go.jp

電話：044-543-2506 ファックス：044-533-7409